

SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF (EBND)

**運用報告書**

2014年6月30日

## 目 次

プレジデントの受益者に対するレター	3
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF — パフォーマンスの概要	7
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF — ポートフォリオの概要	9
財務諸表	14
財務ハイライト	18
財務諸表に対する注記(抜粋)	19
独立した公認会計士事務所の報告書	34
その他の情報	36

### 免責事項

この運用報告書の日本語版は SPDR シリーズ・トラスト(Fixed Income Fund)の 2014 年 6 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、米ドルの円貨換算は、2014 年 12 月 5 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=119.83 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、米ドルの円貨換算および脚注の記述事項は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

## プレジデントの受益者に対するレター

受益者の皆様

前年度は、予想に反する展開をみせました。前の年の上昇軌道が途切れずに続くということではなく、株式は、本年初めには低迷したものの後に回復し、債券は持ち直しましたが、金利は落ち込みました。こうした状況に対して、市場は、金融政策の国際的協調や、投資家の自信の増幅といった、重要な不変的要素により支えられました。世界市場は、米国とヨーロッパの主導により、ゆっくりとですが着実に成長し続けています。

現在のところは変動は依然として低いものの、投資家は、イラクの宗派間抗争、米国とヨーロッパによる対ロシア制裁、イスラエルとハマスの衝突をはじめとする近時の地政学的展開が、今後の市場の混乱を生じさせる可能性があるため、注意しておくべきです。

このような不確実性により、正確な投資判断を行う必要性が強調される中で、投資家は、ETF が透明かつ安い費用で、世界市場への流動的アクセスを提供できることから、広範囲にわたる ETF を利用し続けました。特に注目すべきは、ETF 業界全体の運用資産が記録的な高水準にあることです。

投資家の投資目標の達成を支援する投資商品を提供することに対する継続的なコミットメントの一環として、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(State Street Global Advisors)は、2013 年 7 月より、多くの新たな SPDR ETF の運用を開始しました。

### 新たな株式 SPDR

SPDR ラッセル 2000 ETF (SPDR Russell 2000 ETF) (ティッカーシンボル: TWOK)は、手数料と費用の控除前で、上場米国小型株のパフォーマンスに連動する指数のトータル・リターン・パフォーマンスに概ね対応する投資結果を提供することを追求します。

### 新たな債券 SPDR

SPDR バークレイズ 0~5 年物 TIPS ETF (SPDR Barclays 0-5 Year TIPS ETF) (ティッカーシンボル: SIPE)は、手数料と費用の控除前の段階で、米国財務省証券市場の 0~5 年物のインフレ連動債セクターに連動する指数の価額とイールドパフォーマンスに概ね一致する投資結果を提供することを追求します。SPDR バークレイズ・インターナショナル・ハイ・イールド・ボンド ETF (SPDR Barclays International High Yield Bond ETF) (ティッカーシンボル: IJNK)は、手数料と費用の控除前の段階で、米国外の発行体のハイ・イールド社債市場に連動する指数の価額とイールドパフォーマンスに概ね対応する投

資結果を提供することを追求します。

私どもは、SPDR ファミリーにこれらの新しい商品が加わったことを非常に誇りに思っています。ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察を含め、SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF (ティッカーシンボル：ITE)に関するその他の情報については、同封の2014年6月30日付運用報告書をご覧ください。

SPDR シリーズ・トラストを代表して、皆様の変わらぬご支援に感謝いたします。

[署名]

エレン・M・ニーダム (Ellen M. Needham)

プレジデント

SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF  
(SPDR Barclays Emerging Markets Local Bond ETF) –  
ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察

SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF (SPDR Barclays Emerging Markets Local Bond ETF) (以下「本ファンド」という。)は、手数料および費用の控除前の段階で、原則として、新興市場諸国の現地通貨建ての固定利付ソブリン債に連動する指数の価額およびイーールド・パフォーマンスに一致した投資結果を提供することを追求している。この目的を追求するに当たって、本ファンドはサンプリングという戦略を用いている。

2014年6月30日終了の12ヶ月間(以下「報告期間」という。)について、本ファンドのトータル・リターンは、6.77%であり、バークレイズ EM ローカル・カレンシー・ガバメント・ダイバーシファイド指数(Barclays EM Local Currency Government Diversified Index) (以下「本インデックス」という。)のトータル・リターンは、7.89%であった。本ファンドと本インデックスのリターンは、配当およびその他の利益の再投資を反映している。本ファンドのパフォーマンスは、売買委託手数料および投資顧問費用を含め、本ファンドの運用費用を反映している。本インデックスは運用されておらず、本インデックスのリターンは、リターンにマイナスの影響を及ぼす、いかなる種類の手数料および費用も反映していない。本ファンドの費用、証券のサンプリングおよび取引費用(本ファンドは毎月リバランスを行うため)は、本ファンドのパフォーマンスと本インデックスのパフォーマンスとの違いの一因となっている。利札に対する源泉徴収税もまた、パフォーマンスの違いの一因となっている。本ファンドはかかる税を課されているのに対し、本インデックスのリターンにはこの税は反映されていない。

米国財務省証券の利回りは、2013年第2四半期に上昇した後、報告期間の初めは安定していたが、8月半ばに再度上昇した。シリアへの国際的政治介入の懸念が高まったにも拘わらず、米国だけでなく、イギリスとヨーロッパにおいても、経済データが改善したことによって、8月の上昇がもたらされた。その一方で、新興市場の成長への懸念は、これらの市場のパフォーマンスへの重しとなった。こうした懸念が、新興国の債券市場のパフォーマンスへの重しとなり続け、資金流出が起り、通貨は米ドルに対して値下がり続けた。2013年第4四半期にはパフォーマンスは安定し、現地通貨建ての新興市場の債券については、投資家は依然として様子見を続けた。

第1四半期中、特に1月に通貨の変動が大きくなったことから、新興市場の多くが金利を引き上げた。インドは1月に逆レポレートを引き上げた。逆レポレートは、国の中央銀行が、その国の商業銀行から資金を借り入れる際のレートである。これは、9月以降にインドが行った3回目の逆レポレートの引き上げであった。南アフリカもまた、18ヶ月前に

引き下げたレートを1月に引き上げた。ランドは、直ちに支援を得られなかったが、2月と3月は強かった。ブラジルは1月と2月にレートを引き上げ、レアルはランドと同様の反応を示した。ロシアは、ウクライナ急襲に関連して金融秩序が混乱する中、3月初めに150 ベーシス・ポイントの引き上げを余儀なくされた。しかしながら、最も動きが大きかったのはトルコであった。1月下旬、トルコの基準となるレポレートは、4.5%から10.0%へと一気に引き上げられた。四半期のほとんどを通じてトルコの政治的緊張が悪化したにも拘わらず、急激なレートの上昇により、リラに賭けるのが難しくなった。トルコの通貨もまた、2月と3月を通じて値上がりした。こうした値上がりは注目を多く集めたが、3月半ばのニュージーランドによる引き上げが、最も注目すべきものであったかもしれない。準備銀行の決定は決して驚くべきものではなかったが、このほぼ3年間で最初の先進国によるレートの引き上げであった。その他の国の多くは、第1四半期中に政策金利を引き下げる余裕があり、こうした国々には、イスラエル、タイ、チリおよびハンガリーが含まれる。チリは2月と3月にレートを引き下げたのに対して、ハンガリーは、徐々に少しずつではあるが、毎月調整を行っていた。

中央銀行による政策協調が話題となったにも関わらず、米ドルは、ほとんどの主要通貨に対して値下がりした。新興市場諸国の通貨は最終的には好転し、信用状況が更に緩和され、発展途上国からの流出が弱まり始めたため、3月には回復した。2014年第2四半期には、このアセットクラスへの流入が戻ったことにより、イールドが僅かに狭まり、前年に非常に苦しんだ通貨は一服した。

報告期間中、本ファンドは、外国通貨先渡し取引を利用し、パフォーマンスを損なうことなく、一部の基本的市場において通貨エクスポージャーをとった。

上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのパフォーマンス・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザーの見解を全て反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものに更新する責任を負わない。この見解に投資助言として依拠することはできない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、この見解をファンドのために取引を行う意思を示すものとして、あてにすることはできない。

SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF —  
パフォーマンスの概要

純資産価額による本ファンドのトータル・リターン、市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマークとなるインデックスについてパフォーマンスを示す以下の表は、比較目的のために記載されており、表示された期間を示している。本ファンドの受益権 1 口当たりの純資産価額(以下「NAV」という。)は、本ファンドの受益権 1 口の価額であり、資産総額から負債総額を控除した後の額を発行済みの受益権数で除して計算される。NAV リターンは、本ファンドの NAV を基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権 1 口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの受益権が上場されている取引所における本ファンドの NAV の計算時の買い呼び値の最高額と売り呼び値の最低額の間値を用いて決定される。本ファンドの受益権は本ファンドの運用開始から 1 日が経過するまでは流通市場で取引されていなかったため、運用開始から本ファンドの受益権の流通市場での取引が初めて行われた日(それぞれ 2011 年 2 月 23 日、2011 年 2 月 24 日)までの期間については、本ファンドの NAV が、市場リターンを計算するための流通市場での取引価格の代わりとして用いられている。NAV および市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAV により本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。

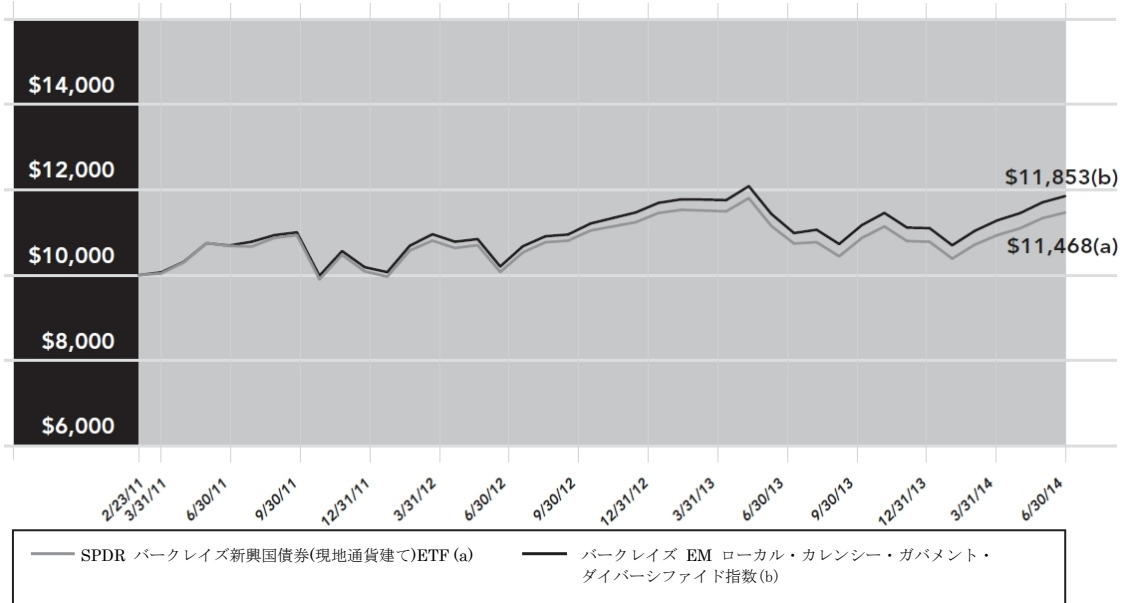
**記載されているパフォーマンスは、過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。投資リターンと元本価値は変動するものであり、受益権を売却した際に、利益を得ることも、損失が生じることもある。現在のパフォーマンスが、以下に記載されたものを上回ることも、下回ることもある。直近の月末のパフォーマンスについては、[www.spdrs.com](http://www.spdrs.com) をご覧頂きたい。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還もしくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。2013 年 10 月 31 日付目論見書の手数料および費用表に記載されている SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF の費用総額割合は、0.5000%である。**

2014年6月30日現在のパフォーマンス

	累積トータル・リターン			平均年間トータル・リターン		
	純資産 価額	市場 価格	バークレイズ EM ローカル・カレン シー・ガバメン ト・ダイバーシ ファイド指数	純資産 価額	市場 価格	バークレイズ EM ローカル・カレン シー・ガバメン ト・ダイバーシ ファイド指数
1年	6.77%	7.08%	7.89%	6.77%	7.08%	7.89%
3年	7.46%	5.95%	9.92%	2.43%	1.95%	3.20%
開始以降(1)	14.68%	14.51%	18.53%	4.17%	4.13%	5.21%

(1) 2011年2月23日から2014年6月30日までの期間

投資額 10,000 ドルの価値の変化の比較(純資産価額ベース)



過去のパフォーマンスは、将来の結果を示すものではない。

本インデックスのリターンは運用されたものではなく、手数料および費用の控除額を反映していない。本インデックスのリターンは、収益、値上がり益および損失の全ての項目と、配当およびその他の利益の再投資を反映している。



SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF –  
 ポートフォリオの概要

2014年6月30日現在の保有額上位5位

銘柄	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL, ZERO COUPON, 1/1/2016	KOREA TREASURY BOND, 2.75%, 12/10/2015	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIES F, 10.00%, 1/1/2017	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL, ZERO COUPON, 7/1/2016	TURKEY GOVERNMENT BOND, 6.30%, 2/14/2018
市場価値	\$2,222,744	2,192,048	1,903,104	1,801,456	1,500,974
純資産に対する百分比(%)	2.2	2.2	1.9	1.8	1.5

(保有額の上位5位は変わる可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

2014年6月30日現在の資産配分\*

	純資産に対する百分比
外国政府債	98.6%
短期投資	0.5
その他の資産および負債	0.9
合計	100.0%

\* 本ファンドの資産配分は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変更する可能性がある。

## SPDR バークレイズ新興国市場(現地通建て)ETF

## 投資一覧

2014年6月30日

銘柄	元本額	価額	銘柄	元本額	価額	
<b>外国政府債—97.7%</b>			<b>チェコ共和国—4.0%</b>			
<b>ブラジル—12.3%</b>			Czech Republic Government			
Brazil Letras do Tesouro			Bond:			
Nacional:			0.50%, 7/28/2016 CZK 2,500,000 \$125,219			
Zero Coupon,			1.50%, 10/29/2019 CZK 4,000,000 208,589			
7/1/2015 (a)	BRL	1,670,000	2.50%, 8/25/2028	CZK	2,000,000	103,497
Zero Coupon,			3.40%, 9/1/2015 CZK 3,500,000 181,224			
1/1/2016 (a)	BRL	5,760,000	3.75%, 9/12/2020	CZK	6,400,000	374,731
Zero Coupon,			3.85%, 9/29/2021 CZK 6,200,000 369,051			
4/1/2016 (a)	BRL	400,000	4.00%, 4/11/2017	CZK	5,000,000	274,753
Zero Coupon,			4.20%, 12/4/2036 CZK 4,800,000 292,947			
7/1/2016 (a)	BRL	4,940,000	4.60%, 8/18/2018	CZK	6,800,000	397,202
Zero Coupon,			4.70%, 9/12/2022 CZK 9,200,000 580,158			
1/1/2017 (a)	BRL	3,250,000	5.00%, 4/11/2019	CZK	6,100,000	368,179
Zero Coupon,			5.70%, 5/25/2024 CZK 6,800,000 470,089			
7/1/2017 (a)	BRL	1,500,000	6.95%, 1/26/2016	CZK	4,800,000	264,624
Zero Coupon,						
1/1/2018 (a)	BRL	2,500,000				
			<u>4,010,263</u>			
Brazil Notas do Tesouro			<b>ハンガリー—3.2%</b>			
Nacional Series F:			Hungary Government Bond:			
10.00%, 1/1/2017 BRL 4,340,000 1,903,104			4.00%, 4/25/2018 HUF 45,000,000 204,718			
10.00%, 1/1/2018 BRL 540,000 233,552			5.50%, 2/12/2016 HUF 93,000,000 432,323			
10.00%, 1/1/2019 BRL 650,000 277,616			5.50%, 12/22/2016 HUF 100,000,000 472,530			
10.00%, 1/1/2021 BRL 2,330,000 965,924			5.50%, 12/20/2018 HUF 47,000,000 227,120			
10.00%, 1/1/2023 BRL 2,580,000 1,047,574			5.50%, 6/24/2025 HUF 10,000,000 48,603			
10.00%, 1/1/2025 BRL 750,000 297,761			6.00%, 11/24/2023 HUF 57,000,000 285,479			
			6.50%, 6/24/2019 HUF 88,000,000 445,022			
Brazilian Government			6.75%, 2/24/2017 HUF 50,000,000 243,873			
International Bond:			6.75%, 11/24/2017 HUF 47,000,000 233,773			
8.50%, 1/5/2024 (b)	BRL	350,000	7.00%, 6/24/2022 HUF 49,000,000 258,786			
10.25%, 1/10/2028	BRL	250,000	7.50%, 11/12/2020 HUF 51,200,000 273,779			
12.50%, 1/5/2016	BRL	250,000	7.75%, 8/24/2015 HUF 9,000,000 42,277			
			<u>3,168,283</u>			
<u>12,346,010</u>			<b>インドネシア —4.6%</b>			
<b>チリ—1.6%</b>			Indonesia Treasury Bond:			
Bonos del Banco Central de			5.25%, 5/15/2018 IDR 2,000,000,000 155,209			
Chile en Pesos:			5.63%, 5/15/2023 IDR 400,000,000 28,342			
6.00%, 2/1/2016	CLP	90,000,000	6.13%, 5/15/2028 IDR 10,500,000,000 699,705			
6.00%, 8/1/2016	CLP	130,000,000	6.25%, 4/15/2017 IDR 1,500,000,000 122,322			
6.00%, 1/1/2017	CLP	25,000,000	6.38%, 4/15/2042 IDR 1,700,000,000 105,040			
6.00%, 6/1/2017	CLP	55,000,000	7.00%, 5/15/2022 IDR 1,290,000,000 101,198			
6.00%, 3/1/2018	CLP	80,000,000	7.00%, 5/15/2027 IDR 2,300,000,000 170,730			
6.00%, 6/1/2018	CLP	70,000,000	7.88%, 4/15/2019 IDR 2,800,000,000 237,014			
6.00%, 2/1/2021	CLP	105,000,000	8.25%, 7/15/2021 IDR 1,940,000,000 165,280			
6.00%, 3/1/2022	CLP	100,000,000	8.25%, 6/15/2032 IDR 6,510,000,000 516,187			
6.00%, 3/1/2023	CLP	80,000,000	8.38%, 3/15/2024 IDR 2,300,000,000 196,630			
Chile Government			8.38%, 9/15/2026 IDR 500,000,000 41,652			
International Bond:			8.38%, 3/15/2034 IDR 1,000,000,000 80,768			
5.50%, 8/5/2020	CLP	47,000,000	9.50%, 7/15/2031 IDR 580,000,000 51,738			
5.50%, 8/5/2020	CLP	45,000,000	9.50%, 5/15/2041 IDR 1,000,000,000 88,570			
			9.75%, 5/15/2037 IDR 1,250,000,000 113,523			
			10.00%, 7/15/2017 IDR 1,800,000,000 161,704			
			10.00%, 9/15/2024 IDR 1,000,000,000 93,294			
			10.00%, 2/15/2028 IDR 1,400,000,000 130,687			
			10.50%, 8/15/2030 IDR 2,600,000,000 252,762			
			10.75%, 5/15/2016 IDR 2,100,000,000 187,326			
			11.00%, 11/15/2020 IDR 3,390,000,000 328,134			
			11.00%, 9/15/2025 IDR 2,950,000,000 293,218			
			11.50%, 9/15/2019 IDR 100,000,000 9,700			
			12.80%, 6/15/2021 IDR 2,150,000,000 226,698			
			<u>4,557,431</u>			
<b>コロンビア—4.3%</b>			<b>イスラエル—4.4%</b>			
Colombia Government			Israel Government Bond—			
International Bond:			Fixed:			
4.38%, 3/21/2023	COP	138,000,000	3.75%, 3/31/2024	ILS	500,000	157,236
7.75%, 4/14/2021	COP	120,000,000	4.00%, 1/31/2018	ILS	1,100,000	350,092
9.85%, 6/28/2027	COP	95,000,000				
9.85%, 6/28/2027	COP	200,000,000				
Colombian TES:						
7.00%, 5/4/2022	COP	500,000,000				
7.25%, 6/15/2016	COP	1,250,000,000				
7.50%, 8/26/2026	COP	1,000,000,000				
8.00%, 10/28/2015	COP	1,240,000,000				
10.00%, 7/24/2024	COP	1,000,000,000				
11.00%, 7/24/2020	COP	1,000,000,000				
11.25%, 10/24/2018	COP	710,000,000				
			<u>4,305,640</u>			

財務諸表に対する注記を参照。

銘柄	元本額	価額	銘柄	元本額	価額
4.25%, 8/31/2016	ILS	2,000,000	\$624,826	<b>ペルー—1.9%</b>	
4.25%, 3/31/2023	ILS	1,150,000	376,817	Peru Government Bond	
5.00%, 1/31/2020	ILS	1,300,000	440,157	6.95%, 8/12/2031	PEN 740,000 \$284,827
5.50%, 2/28/2017	ILS	1,450,000	471,978	Peruvian Government	
5.50%, 1/31/2022	ILS	1,420,000	502,584	International Bond:	
5.50%, 1/31/2042	ILS	650,000	235,649	5.20%, 9/12/2023	PEN 550,000 195,345
6.00%, 2/28/2019	ILS	1,250,000	434,845	6.85%, 2/12/2042	PEN 580,000 213,796
6.25%, 10/30/2026	ILS	1,230,000	474,778	6.90%, 8/12/2037	PEN 400,000 149,565
Israel Government Bond—				6.90%, 8/12/2037	PEN 350,000 130,870
Shahar				7.84%, 8/12/2020	PEN 1,445,000 594,199
6.50%, 1/31/2016	ILS	1,150,000	365,690	8.20%, 8/12/2026	PEN 620,000 271,135
			4,434,652	8.60%, 8/12/2017	PEN 230,000 93,253
					1,932,990
<b>マレーシア—5.8%</b>				<b>フィリピン —4.2%</b>	
Malaysia Government Bond:				Philippine Government Bond:	
3.17%, 7/15/2016	MYR	2,070,000	643,128	3.88%, 11/22/2019	PHP 21,600,000 500,730
3.20%, 10/15/2015	MYR	300,000	93,481	5.00%, 8/18/2018	PHP 5,900,000 143,929
3.26%, 3/1/2018	MYR	1,110,000	341,173	5.75%, 11/24/2021	PHP 2,800,000 70,859
3.31%, 10/31/2017	MYR	960,000	296,801	5.88%, 1/31/2018	PHP 3,400,000 84,990
3.48%, 3/15/2023	MYR	2,260,000	677,001	5.88%, 12/16/2020	PHP 7,950,000 203,174
3.49%, 3/31/2020	MYR	700,000	213,867	6.13%, 10/24/2037	PHP 12,500,000 321,854
3.50%, 5/31/2027	MYR	600,000	171,885	6.38%, 1/19/2022	PHP 8,700,000 231,234
3.58%, 9/28/2018	MYR	2,000,000	620,918	7.00%, 1/27/2016	PHP 17,800,000 437,128
3.73%, 6/15/2028	MYR	240,000	70,458	7.00%, 3/31/2017	PHP 6,000,000 152,121
3.84%, 4/15/2033	MYR	600,000	172,987	7.75%, 8/23/2017	PHP 5,000,000 129,925
3.89%, 3/15/2027	MYR	600,000	180,218	7.75%, 2/18/2020	PHP 4,100,000 112,820
4.01%, 9/15/2017	MYR	970,000	306,123	7.88%, 2/19/2019	PHP 1,000,000 27,084
4.13%, 4/15/2032	MYR	300,000	89,301	8.00%, 7/19/2031	PHP 20,387,338 643,228
4.16%, 7/15/2021	MYR	1,390,000	438,386	8.13%, 12/16/2035	PHP 26,200,000 811,369
4.18%, 7/15/2024	MYR	100,000	31,514	9.13%, 9/4/2016	PHP 3,000,000 78,147
4.23%, 6/30/2031	MYR	200,000	60,853	Philippine Government	
4.26%, 9/15/2016	MYR	1,950,000	618,643	International Bond	
4.38%, 11/29/2019	MYR	1,400,000	448,639	6.25%, 1/14/2036	PHP 10,000,000 247,423
4.39%, 4/15/2026	MYR	900,000	286,073		4,196,015
4.94%, 9/30/2043	MYR	150,000	48,125	<b>ポーランド—6.9%</b>	
			5,809,574	Poland Government Bond:	
<b>メキシコ—8.5%</b>				Zero Coupon,	
Mexican Bonos:				7/25/2015 (a)	PLN 400,000 128,455
4.75%, 6/14/2018	MXN	6,000,000	467,794	Zero Coupon,	
5.00%, 6/15/2017	MXN	6,400,000	510,253	1/25/2016 (a)	PLN 2,450,000 776,945
6.00%, 6/18/2015	MXN	2,500,000	197,978	2.50%, 7/25/2018	PLN 1,300,000 422,103
6.25%, 6/16/2016	MXN	7,000,000	568,912	3.75%, 4/25/2018	PLN 1,850,000 629,501
6.50%, 6/10/2021	MXN	5,300,000	437,647	4.00%, 10/25/2023	PLN 1,850,000 635,410
6.50%, 6/9/2022	MXN	3,800,000	311,336	4.75%, 10/25/2016	PLN 200,000 69,141
7.25%, 12/15/2016	MXN	9,300,000	776,990	4.75%, 4/25/2017	PLN 2,150,000 748,645
7.50%, 6/3/2027	MXN	11,420,000	114,456	5.00%, 4/25/2016	PLN 1,700,000 584,618
7.75%, 12/14/2017	MXN	10,700,000	921,469	5.25%, 10/25/2017	PLN 1,600,000 568,723
7.75%, 5/29/2031	MXN	7,200,000	634,773	5.25%, 10/25/2020	PLN 1,190,000 438,114
7.75%, 11/13/2042	MXN	4,900,000	427,718	5.50%, 10/25/2019	PLN 850,000 313,386
8.00%, 6/11/2020	MXN	5,700,000	505,147	5.75%, 10/25/2021	PLN 1,200,000 457,918
8.00%, 12/7/2023	MXN	7,900,000	711,438	5.75%, 9/23/2022	PLN 1,100,000 423,453
8.50%, 12/13/2018	MXN	5,000,000	446,037	5.75%, 4/25/2029	PLN 630,000 254,390
8.50%, 5/31/2029	MXN	5,350,000	503,777	6.25%, 10/24/2015	PLN 1,200,000 414,490
8.50%, 11/18/2038	MXN	3,500,000	328,818		6,865,292
10.00%, 12/5/2024	MXN	1,000,000	102,928	<b>ルーマニア—2.5%</b>	
10.00%, 11/20/2036	MXN	5,300,000	568,503	Romania Government Bond:	
			8,535,974	4.75%, 8/29/2016	RON 780,000 253,271
<b>ナイジェリア—2.2%</b>				4.75%, 6/24/2019	RON 500,000 164,582
Nigeria Government Bond:				5.60%, 11/28/2018	RON 900,000 309,096
4.00%, 4/23/2015	NGN	31,000,000	180,116	5.75%, 1/27/2016	RON 1,600,000 523,828
7.00%, 10/23/2019	NGN	55,000,000	276,285	5.75%, 4/29/2020	RON 580,000 200,058
10.00%, 7/23/2030	NGN	115,000,000	595,571	5.80%, 7/26/2027	RON 250,000 85,220
10.70%, 5/30/2018	NGN	63,440,000	380,345	5.85%, 4/26/2023	RON 800,000 276,594
13.05%, 8/16/2016	NGN	10,000,000	63,218	5.90%, 7/26/2017	RON 1,020,000 345,435
15.10%, 4/27/2017	NGN	29,000,000	193,344	6.00%, 4/30/2016	RON 950,000 313,628
16.39%, 1/27/2022	NGN	74,000,000	550,454		2,471,712
			2,239,333		

銘柄	元本額	価額
<b>ロシア — 4.5%</b>		
Russian Federal Bond—OFZ:		
6.20%, 1/31/2018 RUB	29,000,000	\$803,512
6.70%, 5/15/2019 RUB	3,500,000	97,849
6.80%, 12/11/2019 RUB	7,900,000	219,375
6.88%, 7/15/2015 RUB	9,000,000	261,788
6.90%, 8/3/2016 RUB	3,800,000	109,528
7.00%, 1/25/2023 RUB	4,600,000	126,035
7.00%, 8/16/2023 RUB	14,000,000	379,556
7.05%, 1/19/2028 RUB	13,600,000	357,050
7.35%, 1/20/2016 RUB	7,200,000	210,064
7.40%, 6/14/2017 RUB	7,620,000	220,192
7.50%, 3/15/2018 RUB	17,500,000	505,691
7.50%, 2/27/2019 RUB	13,000,000	373,213
7.60%, 4/14/2021 RUB	7,300,000	208,802
7.60%, 7/20/2022 RUB	8,000,000	226,827
8.15%, 2/3/2027 RUB	9,000,000	260,017
Russian Foreign Bond—Eurobond		
7.85%, 3/10/2018 RUB	5,000,000	146,159
		<u>4,505,658</u>
<b>南アフリカ— 4.5%</b>		
South Africa Government Bond:		
6.25%, 3/31/2036 ZAR	4,200,000	293,051
6.50%, 2/28/2041 ZAR	7,800,000	546,717
6.75%, 3/31/2021 ZAR	2,700,000	237,760
7.00%, 2/28/2031 ZAR	3,100,000	245,430
7.25%, 1/15/2020 ZAR	6,650,000	609,809
7.75%, 2/28/2023 ZAR	1,650,000	151,190
8.00%, 12/21/2018 ZAR	5,100,000	487,136
8.00%, 1/31/2030 ZAR	1,700,000	148,831
8.25%, 9/15/2017 ZAR	5,800,000	559,444
10.50%, 12/21/2026 ZAR	8,100,000	888,006
13.50%, 9/15/2015 ZAR	2,920,000	295,504
		<u>4,462,878</u>
<b>韓国—12.5%</b>		
Korea Treasury Bond:		
2.75%, 12/10/2015 KRW	2,214,000,000	2,192,048
2.75%, 6/10/2016 KRW	590,000,000	584,097
2.75%, 9/10/2017 KRW	1,310,000,000	1,295,058
2.75%, 3/10/2018 KRW	629,000,000	620,994
3.00%, 12/10/2016 KRW	90,000,000	89,607
3.00%, 3/10/2023 KRW	580,000,000	568,271
3.00%, 12/10/2042 KRW	450,000,000	412,395
3.38%, 9/10/2023 KRW	330,000,000	332,128
3.50%, 3/10/2017 KRW	190,000,000	191,618
3.50%, 3/10/2024 KRW	280,000,000	284,473
3.75%, 6/10/2022 KRW	450,000,000	465,879
3.75%, 12/10/2033 KRW	100,000,000	104,706
4.00%, 3/10/2016 KRW	525,000,000	530,378
4.00%, 12/10/2031 KRW	320,000,000	344,553
4.25%, 6/10/2021 KRW	867,000,000	922,238
4.75%, 12/10/2030 KRW	770,000,000	899,696
5.00%, 6/10/2020 KRW	500,000,000	548,542
5.25%, 9/10/2015 KRW	900,000,000	916,650
5.50%, 12/10/2029 KRW	280,000,000	350,750
5.75%, 9/10/2018 KRW	720,000,000	792,767
		<u>12,446,848</u>
<b>タイ— 4.5%</b>		
Thailand Government Bond:		
2.80%, 10/10/2017 THB	11,900,000	367,521
3.13%, 12/11/2015 THB	5,650,000	176,291
3.25%, 6/16/2017 THB	5,700,000	179,042
3.45%, 3/8/2019 THB	17,500,000	544,322
3.58%, 12/17/2027 THB	11,150,000	331,121
3.63%, 6/16/2023 THB	9,780,000	298,345
3.65%, 12/17/2021 THB	3,700,000	114,432

銘柄	元本額	価額
3.65%, 6/20/2031 THB	10,700,000	\$312,480
3.78%, 6/25/2032 THB	9,700,000	286,245
3.80%, 6/14/2041 THB	15,000,000	431,836
3.88%, 6/13/2019 THB	24,500,000	779,541
4.13%, 11/18/2016 THB	8,000,000	255,930
4.85%, 6/17/2061 THB	2,000,000	67,969
4.88%, 6/22/2029 THB	3,000,000	101,598
5.13%, 3/13/2018 THB	6,000,000	199,116
5.40%, 7/27/2016 THB	1,100,000	35,912
		<u>4,481,701</u>
<b>トルコ—5.3%</b>		
Turkey Government Bond:		
5.00%, 5/13/2015 TRY	300,000	137,740
6.30%, 2/14/2018 TRY	1,390,000	1,500,974
7.10%, 3/8/2023 TRY	750,000	320,650
8.30%, 10/7/2015 TRY	600,000	283,403
8.50%, 9/14/2022 TRY	700,000	327,006
8.80%, 11/14/2018 TRY	450,000	215,789
8.80%, 9/27/2023 TRY	800,000	378,814
9.00%, 1/27/2016 TRY	510,000	243,539
9.00%, 3/8/2017 TRY	1,600,000	769,318
9.50%, 1/12/2022 TRY	1,100,000	541,232
10.40%, 3/20/2024 TRY	300,000	157,089
10.50%, 1/15/2020 TRY	890,000	456,480
		<u>5,332,034</u>
<b>外国政府債合計—</b>		
(Cost \$97,216,572)		<u>97,684,545</u>
	株数	
<b>短期投資—0.5%</b>		
<b>マネーマーケットファンド—0.5%</b>		
State Street Institutional Liquid Reserves Fund		
0.06% (c)(d)	458,236	458,236
State Street Navigator Securities Lending Prime Portfolio (d)(e)		
	86,696	86,696
<b>短期投資合計— (f)</b>		
(Cost \$544,932)		<u>544,932</u>
<b>投資合計 — 98.2% (g)</b>		
(Cost \$97,761,504)		98,229,477
<b>投資その他の資産および負債—1.8%</b>		
		<u>1,784,608</u>
<b>純資産 — 100.0%</b>		
		<u>100,014,085</u>

- (a) 無配証券  
(b) 一部は 2014 年 6 月 30 日時点で貸し付けられていた。  
(c) 記載利率は期末における 7 日間の年間利回り  
(d) SSgA Funds Management, Inc.が運用する関係ファンド (注記 3)  
(e) 貸付証券の現金担保の投資  
(f) 価額はレベル 1 のインプットに基づき決定される。(注記 2)  
(g) 別段の記載がない限り、本ファンドの証券の価額は、レベル 2 のインプットに基づいて決定される。(注記 2)

2014年6月30日現在、オープン外貨先渡し契約は以下のとおりであった。

外貨先渡し契約(買い)

カウンターパーティ	売却額	購入額	決済日	未実現増価 (減価)
UBS AG London	USD 315,448	RUB 11,000,000	7/7/2014	\$ 7,233
UBS AG London	USD 187,069	RUB 6,300,000	8/5/2014	(2,211)
UBS AG London	RUB 4,700,000	USD 133,618	7/7/2014	(4,255)
UBS AG London	RUB 6,300,000	USD 185,856	7/7/2014	2,261
UBS AG London	RUB 4,600,000	USD 133,949	8/5/2014	(142)
オープン外国通貨取引の未実現増価(減価)				<u>\$ 2,886</u>

BRL — ブラジル・レアル  
 CLP — チリ・ペソ  
 COP — コロンビア・ペソ  
 CZK — チェコ・コルナ  
 HUF — ハンガリー・フォリント  
 IDR — インドネシア・ルピア  
 ILS — イスラエル・シェケル  
 KRW — 韓国ウォン  
 MXN — メキシコ・ペソ  
 MYR — マレーシア・リンギット  
 NGN — ナイジェリア・ナイラ  
 PEN — ペルー・ヌエボ・ソル  
 PHP — フィリピン・ペソ  
 PLN — ポーランド・ズウォティ  
 RON — ルーマニア・レイ  
 RUB — ロシア・ルーブル  
 THB — タイ・バーツ  
 TRY — トルコ・リラ  
 ZAR — 南アフリカ・ランド

財務諸表  
SPDR パークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF

貸借対照表

2014年6月30日

	SPDR パークレイズ 新興国債券 (現地通貨建て)ETF	
	\$	¥
<b>資 産</b>		
関係を有していない発行体の有価証券への投資(評価額)* (注記 2)	\$97,684,545	¥11,705,539,027
関係を有する発行体の有価証券の投資(評価額)(注記 3)	544,932	65,299,202
投資総額	98,229,477	11,770,838,229
現金	14,750	1,767,493
外国通貨(評価額)	884,139	105,946,376
売却投資債権	2,019,671	242,017,176
受益権売却債権	—	—
売却外国通貨契約債権	1,064,929	127,610,442
通貨先渡し契約の未実現増価	9,493	1,137,546
受取利息—関係を有していない発行体	1,751,494	209,881,526
受取利息—関係を有する発行体	32	3,835
<b>資産合計</b>	<b>101,973,985</b>	<b>12,219,542,623</b>
<b>負 債</b>		
借受証券返還債務	86,696	10,388,782
証券買入債務	2,760,798	330,826,424
証券が発行/延期された際の債務	—	—
ブローカーに対する債務	—	—
通貨先渡し契約の未実現減価	6,607	791,717
受益権買戻債務	—	—
購入外国通貨契約債務	1,064,979	127,961,434
未払投資顧問報酬(注記 3)	40,740	4,881,874
繰延外国税	—	—
受託者の未払報酬および費用(注記 3)	80	9,586
<b>負債合計</b>	<b>3,959,900</b>	<b>474,514,817</b>
<b>純 資 産</b>	<b>\$100,014,085</b>	<b>¥11,984,687,806</b>
<b>純資産の内訳</b>		
払込資本(注記 4)	\$1,033,732,918	¥123,872,215,564
未分配の正味投資利益(またはこれを超過する分配)	(2,230,227)	(267,248,101)
投資、外国通貨取引および通貨先渡し契約に関する累積正味実現利益(損失)	(1,988,938)	(238,334,441)
正味未実現増価(減価)の内訳		
投資(0 ドルの繰延外国税控除後)	467,973	56,077,205
外国通貨	32,359	3,877,579
<b>純 資 産</b>	<b>\$100,014,085</b>	<b>¥11,984,687,806</b>
<b>受益権 1 口当たり純資産価額</b>		
受益権 1 口当たり純資産価額	\$31.25	¥3,745
発行済み受益権(授権額の上限なし、額面価額 0.01 ドル)	3,200,000	383,456,000
<b>投資費用</b>		
関係を有していない発行体	\$97,216,572	¥11,649,461,823
関係を有する発行体	544,932	65,299,202
投資費用総額	\$97,761,504	¥11,714,761,024
外国通貨(実費)	\$878,074	¥105,219,607

\* 貸付証券への投資額を含む(評価額)。

\$85,230

¥10,213,111

SPDR パークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF

損益計算書

2014年6月30日

	SPDR パークレイズ 新興国債券 (現地通貨建て)ETF	
	\$	¥
<b>投資利益</b>		
関係を有していない発行体の有価証券の投資利益*(注記 2)	\$7,657,487	¥917,596,667
関係を有している発行体の有価証券の投資利益(注記 2 および注記 3)	388	46,494
関係会社への証券貸付— 純額(注記 3 および注記 8)	301	36,069
源泉徴収外国税	(224,592)	(26,912,859)
<b>投資利益(損失)合計</b>	<b>7,433,584</b>	<b>890,766,371</b>
<b>費用</b>		
投資顧問報酬(注記 3)	668,270	80,078,794
受託者の報酬および費用(注記 3)	2,363	283,158
雑費用	1,151	137,924
<b>費用合計</b>	<b>671,784</b>	<b>80,499,877</b>
<b>正味投資利益</b>	<b>6,761,800</b>	<b>810,266,494</b>
<b>投資に関する実現および未実現の利益(損失)</b>		
正味実現利益(損失)の内訳		
投資	(6,924,691)	(829,785,723)
外国通貨取引	(297,240)	(35,618,269)
外国通貨先渡し契約	592	70,939
未実現増加(減少)の正味変動額の内訳		
関係を有していない発行体への投資(0 ドルの繰延外国税控除後)	5,826,345	698,170,921
外国通貨取引	141,205	16,920,595
外国通貨先渡し契約	2,886	345,829
<b>投資および外国通貨取引に関する実現および未実現の純利益(損失)</b>	<b>(1,250,903)</b>	<b>(149,895,706)</b>
<b>運用による純資産の正味増加</b>	<b>\$5,510,897</b>	<b>¥660,370,788</b>

\* 全てのプレミアムの減価償却および市場のディスカウントの増額調整を含む。本ファンドは、租税目的上、減価償却と増額調整を別に処理することがある。



SPDR パークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF

純資産変動計算書

SPDR パークレイズ 新興国債券(現地通貨建て)ETF				
	年度終了日 2014/6/30		年度終了日 2013/6/30	
	\$	¥	\$	¥
<b>運用による純資産の増加(減少)</b>				
正味投資利益(損失)	\$6,761,800	¥810,266,494	\$8,973,764	1,075,326,140
投資、外国通貨取引および 通貨先渡し契約に関する正 味実現利益(損失)	(7,221,339)	(865,333,052)	(4,107,450)	(492,195,734)
投資、外国通貨取引および 通貨先渡し契約に関する未 実現増価(減価)の正味変動額	5,970,436	715,437,346	505,158	60,533,083
<b>運用による純資産の正味増 加(減少)</b>	5,510,897	660,370,788	5,371,472	643,663,490
正味平準化貸記額および借 記額(注記 2)	—	—	—	—
<b>受益者への分配金原資の内訳</b>				
正味投資利益	(2,855,787)	(342,208,956)	(8,332,142)	(998,440,576)
正味実現利益	—	—	(54,938)	(6,583,221)
減資	—	—	(449,997)	(53,923,141)
<b>受益者への分配金総額</b>	(2,855,787)	(342,208,956)	(8,837,077)	(1,058,946,937)
<b>実質持分取引による内訳</b>				
受益権売却手取金	89,030,709	10,668,549,859	69,944,033	8,381,393,474
償還受益権費用	(99,136,699)	(11,879,550,641)	(157,245,676)	(18,842,749,355)
正味利益平準化(注記 2)	—	—	—	—
その他の元本(注記 4)	410,398	49,177,992	792,296	94,940,830
<b>実質持分取引による純資産 の正味増加(減少)</b>	(9,695,592)	(1,161,822,789)	(86,509,347)	(10,366,415,051)
当年度中の純資産の正味増 加(減少)	(7,040,482)	(843,660,958)	(89,974,952)	(10,781,698,498)
期首における純資産	107,054,567	12,828,348,764	197,029,519	23,610,047,262
<b>年度末における純資産(1)</b>	\$100,014,085	¥11,984,687,806	\$107,054,567	¥12,828,348,764
<b>実質持分</b>				
売却受益権数	3,000,000	359,490,000	2,200,000	263,626,000
償還受益権数	(3,400,000)	(407,422,000)	(5,000,000)	(599,150,000)
<b>正味増加(減少)</b>	(400,000)	(47,932,000)	(2,800,000)	(335,524,000)
(1) 未分配の正味投資利益(または これを超過する分配)を含む。	\$(2,230,227)	¥(267,2478,101)	\$(1,094,351)	¥(131,136,080)

財務諸表に対する注記を参照。

## SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF

### 財務ハイライト

#### 各期間中の一口当たりの発行済受益権に関する主要なデータ

SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF				
	年度終了日 2014/6/30	年度終了日 2013/6/30	年度終了日 2012/6/30	2011/2/23*から 2011/6/30 まで の期間
<b>期首純資産額</b>	\$29.74	\$30.79	\$31.74	\$30.00
<b>投資活動による利益(損失)</b>				
正味投資利益(損失)(1)	1.51	1.57	1.57	0.55
実現および未実現の正味利益(損失)(2)	0.47	(1.13)	(2.55)	1.06
投資活動による合計	1.98	0.44	(0.98)	1.61
正味平準化貸記額および借記額(1)	—	—	—	—
その他の元本(1)	0.09	0.14	0.57	0.41
<b>受益者への分配金原資の内訳</b>				
正味投資利益	(0.56)	(1.54)	(0.54)	(0.28)
正味実現利益	—	(0.01)	—	—
減資	—	(0.08)	—	—
分配金合計	(0.56)	(1.63)	(0.54)	(0.28)
<b>期末純資産額</b>	\$31.25	\$29.74	\$30.79	\$31.74
<b>トータルリターン(4)</b>	6.77%	1.97%	(1.30)%	6.70%
期末純資産(単位: 1,000)	\$100,014	\$107,055	\$197,030	\$28,564
平均純資産に対する費用比率	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%(5)
平均純資産に対する純投資利益(損失)比率	5.06%	4.93%	5.13%	5.01%(5)
ポートフォリオ・ターンオーバー比率(6)	69%	75%	18%	5%

\* 運用開始

- (1) 受益権 1 口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当年度の受益権 1 口当たりのデータをより適切に示している。
- (2) 一口当たりの発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連して、本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額と一致していないことがある。
- (3) 受益権 1 口当たり 0.005 ドル未満の額
- (4) トータル・リターンは、各報告期間の初日に受益権が純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、本ファンドの各支払日に受益権 1 口当たり純資産価額で再投資されることを前提としている。1 年に満たない期間のトータル・リターンは、年率換算されていない。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (5) 年額
- (6) ポートフォリオ・ターンオーバー比率には、現物による設定または償還の手続きにおいて引き渡された又は引き渡した有価証券は含まれていない。

## SPDR シリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記(抜粋)<sup>1</sup>

2014年6月30日

### 1. 設 立

SPDR シリーズ・トラスト(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(その後の改正を含む。)(以下「1940年法」という。)に基づき登録されており、1998年6月12日にマサチューセッツ州のビジネス・トラストとして設立されたオープンエンド型の投資会社である。

2014年6月30日現在、本トラストは71のポートフォリオを提供しており、そのいずれも、本トラストの実質持分の別個のシリーズである(以下個別にまたは集合的に「本ファンド」という。)。本書に記載されている財務諸表は、71の本ファンドのうち、SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF に関するものである。本ファンドはいずれも、分散投資を行わない投資会社である。その他の本ファンドは、別の運用報告書に記載されている。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。こうした取り決めに基づき本トラストが負う可能性のあるリスクの最大値は不明である。それは、本トラストに対してなされる可能性のある未発生の将来の請求を含むためである。しかしながら、本トラストは、経験則から、損失のリスクの可能性は低いと想定している。

### 2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務諸表を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表における計上額および開示内容に影響する見積および仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積と相違することがありうる。財務諸表は米ドル建てで提示される。

---

<sup>1</sup> SPDR シリーズ・トラストの財務諸表に対する注記から、本ファンドに関する注記のみを抜粋した。

## 証券の評価

本ファンドのポートフォリオ証券およびその他の金融商品の公正価値は、当該証券の市場価格に基づいている。市場価格とは、一般に、取引所もしくはその他の市場から入手した評価額(あるいは取引所もしくはその他の市場から提供された相場価格またはその他同様の価値を示すもの)に基づくか、または独立した価格情報サービスから入手した評価に基づいている。オープンエンド型の投資会社への投資は、営業日毎にその純資産価値により評価される。変動利率要求払債(Variable Rate Demand Obligations)は額面で評価される。外貨先渡し契約は、先渡しレートで評価され、日々値洗いされる。米国債券は、証券業・金融市場協会が早じまいを発表した日における発表された債券の取引終了時刻の時点で評価されることがある。ある証券の市場価格を容易に入手できないか、またはその評価額が当該証券の公正価値を正確に反映していない場合、この証券は、本トラスの受託者会(以下「受託者会」という。)が、本トラスの評価方針および手続きに従ってより公正価値を反映していると考えられる別の方法により、評価が行われる。受託者会は、証券の評価に関する手続きを採用している。この手続きに基づいて、監視委員会は、市場相場を容易に入手できないか、またはその公正価値を正確に反映していないかについて、判断を行う。監視委員会またはその小委員会は、受託者会の監督に服した上で、様々な状況(証券取引が停止または禁じられている状況を含むが、これに限らない。)における公正価値の決定方法を利用することができる。公正価値の決定には、主観的判断が伴い、ある証券の公正価値の決定は、当該証券の売却時に受け取ることでできる価値と大きく異なる可能性がある。

本ファンドは、金融資産および金融負債に関する公正価値の測定および公正価値オプションについての権威のあるガイダンスに従っている。当該ガイダンスは、公正価値の測定において用いられるインプットの高階層キーを定めており、入手可能な場合には、最も観測可能なインプットの利用を求めることにより、観測可能なインプットの利用を最大化し、観測不能なインプットの利用を最小化する。同ガイダンスは、公正価値の測定に用いられる3つのレベルのインプットを定めている。

- ・ レベル 1 - 同一の投資対象の取引が活発な市場における相場価格
- ・ レベル 2 - その他の重要な観測可能なインプット(類似した投資対象の相場価格、金利、期限前弁済速度、信用リスク等を含むが、これらに限らない。)
- ・ レベル 3 - 重要な観測不能なインプット(投資対象の公正価値の決定におけるファンドが設定した前提事項を含む。)

レベル 2 またはレベル 3 のインプットを用いることがある投資対象としては、次のものがある(ただし、これに限らない。)

- (i) コーポレートアクションに関連する未上場証券
- (ii) 制限証券(例えば、1933年証券法(その後の改正を含む。))に基づく登録を行わなければならない一般に対して売却できないもの)

- (iii) 取引が停止されているか、主な取引所から上場を廃止された証券
- (iv) 取引がまばらな証券
- (v) デフォルトまたは破産手続中の証券で、現在相場価格がないもの
- (vi) 通貨管理または規制の影響を受ける証券
- (vii) 重要な事由の影響を受けた証券(重要な事由とは、例えば、当該証券が取引されている市場の終了後、本ファンドの純資産が計算されるまでに生じた事由で、本ファンドの投資の価値に大きな影響を与える可能性があるもの)

本ファンドが保有する債券の価値は、独立した価格情報サービスから入手したものであり、その他の観測可能な市場ベースのインプット(類似した証券の相場価格、金利、期限前弁済速度、信用リスク等を含むが、これらに限らない。)を用いていることから、レベル 2 に分類される。「重要な事由」となる可能性の例は、政府のアクション、自然災害、武力衝突、テロ行為および大幅な市場変動などである。

公正価値の決定により、本ファンドの純資産価額の計算に用いた価格と、本ファンドのベンチマークであるインデックスが用いた価格とが相違することがある。これにより、本ファンドのパフォーマンスと、本ファンドのベンチマークであるインデックスのパフォーマンスが相違することがある。評価の際に用いたインプットまたは手法は、必ずしもこうした投資対象への投資に関連するリスクを示してはいない。

各証券の評価に用いたインプットの種類は、投資一覧に記載されている。投資一覧にはまた、本ファンドの投資について、業種、米国政府もしくは米国機関が発行した債券、社債、外国政府債、商業不動産担保債、米国の州および州の下級行政機関が発行した債券別に内訳が記載されている。

以下の表は、2014年6月30日現在における本ファンドの投資対象を評価する際に用いたインプットの概要である。

ファンド	レベル 1— 相場価格	レベル 2— その他の重要な 観察可能な インプット	レベル 3— 重要な観察不能 なインプット	合 計
SPDR バークレイズ新興国債券 (現地通貨建て)ETF	\$544,932	\$97,684,545	\$—	\$98,229,477

ファンドーその他の金融商品*	レベル 1— 相場価格	レベル 2— その他の重要な 観察可能な インプット	レベル 3— 重要な観察不能 なインプット	合計
SPDR バークレイズ新興国債券 (現地通貨建て)ETF	\$—	\$2,886	\$—	\$2,886

\* その他の金融商品は、投資一覧に反映されていないデリバティブ商品(例えば、外国通貨先渡し契約)であり、商品について未実現の増価/減価により評価されているものである。

2014年6月30日終了年度において、レベル間で振替は行われなかった。

## 投資利益

投資利益は発生主義で計上されている。プレミアムおよびディスカウントはすべて、財務報告の目的上、減価償却/増額調整されている。受取配当は、権利落ち日に計上される。配当支払として新たに受け取った証券の価値は、収入として計上され、また当該証券の原価基準の増額として計上される。財務報告目的上計上されているプレミアムの減価償却および市場ディスカウントの増額調整は、本ファンドの税務目的上の選択と一致していないことがある。

## 費用

投資顧問報酬およびその他の費用(特定の本ファンドについて直接確認されるもの)は、当該本ファンドの負担となる。特定の本ファンドに帰属させることのできない受託者の報酬およびその他の費用は、費用の性質および種類と本ファンドの関連する純資産を斟酌した上で、公平と思われる方法により配分される。

## 平準化

本ファンドは「平準化」として知られる会計実務に従っており、これにより本ファンドの受益権の売却手取金および再取得費用の一部(取引日の分配可能な純投資利益の額と受益権 1口当たりベースで同額のもの)は、まだ配分されていない正味投資利益に貸記または借記される。そのため、受益権 1口当たりの未分配の正味投資利益は、本ファンドの受益権の売却または再取得におよぼす影響を受けない。平準化に関連する額は、純資産の変動計算書で確認することができる。SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF は、当期間中、外国通貨による利益による所得額に影響を及ぼす会計利益と課税所得の差異のために、平準化は行われなかった。平準化に関連する額は、純資産の変動計算書で確認すること

ができる。

## 投資取引

投資取引は取引日に計上される。証券の売却または処分および外国為替取引により実現した損益は、個別原価法で計上される。コーポレートアクション(現金による配当を含む。)は、権利落ち日に外国税の源泉徴収後の額で計上される。

## 外国通貨取引および外国投資

本ファンドの会計記録は、米ドル建てで維持されている。外国通貨建てのポートフォリオ証券とその他の資産および負債は、期末の時点の為替レートにより米ドルに換算されている。証券の購入額と販売額、受取利息および支払費用は、それぞれの取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。外国通貨の為替レートの変動がポートフォリオ投資に与える影響は、損益計算書の投資および外国通貨取引に関する実現および未実現の正味損益に含まれている。外国通貨取引の正味損益には、外国通貨の処分、ポートフォリオ投資利益の発生日と受領日の間の通貨の損益、ポートフォリオ投資取引の取引と決済日の間の通貨の損益が含まれている。

外国会社および外国政府の証券への投資には、特別なリスクと米国会社および米国政府への投資に通常関連しない考慮事項が伴う。このようなリスクには、通貨の再評価および収用のリスクが含まれる。さらには、多くの外国会社および外国政府の証券の市場は、流動性が低いことがあり、こうした証券の価格は、同等の米国会社および米国政府の証券よりも変動しやすいことがある。

本ファンドが投資する外国市場の中には、新興市場と考えられるものがある。こうした新興市場への投資により、本ファンドは、先進国市場への投資よりも大きな損失リスクにさらされる。これは、特に、先進国市場で通常見られるものよりも、市場のボラティリティが高く、取引量が少なく、政治および経済が不安定であり、インフレ、デフレもしくは通貨引き下げの水準が高く、市場が閉鎖されるリスクが高く、政府による外国投資政策に対する制限が大きいことによる。

## 外国通貨先渡し契約

SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF は、保有するポートフォリオを将来における外国通貨の為替レート変動に対してヘッジするために、外国通貨先渡し契約を締結することがある。通貨先渡し契約とは、ある将来の日に、所定の価格で、外国通貨を購入

または売却する約束である。通貨先渡し契約は、先物相場で評価され、日々値洗いされる。市場価格の変更は、本ファンドにより、未実現の利益または損失として計上される。取引が終了した時に、本ファンドは、締結時の取引の価値と終了時の価値との差額に相当する実現利益または実現損失を認識する。

外国通貨先渡し契約を利用することで、本ファンドの証券の基本価格の変動は排除されないが、外国通貨先渡し契約は将来において達成することのできる為替レートを設定している。外国通貨先渡し契約(売り)は保有通貨の価値の低下により損失を受けるリスクを限定的なものとするが、通貨価値が増加した場合に生じる可能性のある利益も限定する。さらには、本ファンドは、取引のカウンターパーティが取引条件を満たすことができなかった場合に、リスクを受ける可能性がある。

以下の表は、2014年6月30日現在の本ファンドが保有するデリバティブ商品の価値と、貸借対照表と損益計算書の関連する場所をまとめたものであり、主な基本となるリスクエクスポージャーにより示している。

		資産デリバティブ						
		金利取引 リスク	外国為替 取引リスク	信用取引 リスク	株式取引 リスク	商品取引 リスク	その他の 取引リスク	合計
SPDR バークレイズ 新興国債券(現地通貨建 て)ETF (a)	先渡し契約	\$—	\$9,493	\$—	\$—	\$—	\$—	\$9,493

(a) 通貨先渡し契約に関する未実現の増価

		負債デリバティブ						
		金利取引 リスク	外国為替 取引リスク	信用取引 リスク	株式取引 リスク	商品取引 リスク	その他の 取引リスク	合計
SPDR バークレイズ 新興国債券(現地通貨建 て)ETF (a)	先渡し契約	\$—	\$6,607	\$—	\$—	\$—	\$—	\$6,607

(a) 通貨先渡し契約に関する未実現の減価

		正味実現利益(損失)						
		金利取引 リスク	外国為替 取引リスク	信用取引 リスク	株式取引 リスク	商品取引 リスク	その他の 取引リスク	合計
SPDR バークレイズ 新興国債券(現地通貨建 て)ETF (a)	先渡し契約	\$—	\$592	\$—	\$—	\$—	\$—	\$592

(a) 外国通貨先渡し契約に関する正味実現利益(損失)



		増価(減価)の正味変動額						
		金利取引 リスク	外国為替 取引リスク	信用取引 リスク	株式取引 リスク	商品取引 リスク	その他の 取引リスク	合計
SPDR パークレイズ 新興国債券(現地通貨建 て)ETF (a)	先渡し契約	\$—	\$2,886	\$—	\$—	\$—	\$—	\$2,886

(a) 外国通貨先渡し契約に関する未実現の増価(減価)の正味変動額

年度末におけるデリバティブの保有額は、当年度を通じて保有した額を示している。

本ファンドは、財務報告の目的上、貸借対照表上でカウンターパーティ間の差金決済を認めている強制力のある外国為替マスター契約の対象となりうるものを含め、デリバティブの資産または負債を相殺していない。以下の表は、2014年6月30日の時点で相殺することのできるデリバティブの資産および負債に対する本ファンドの正味のエクスポージャーを示している。

SPDR パークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF—外国通貨取引					
金融資産およびデリバティブ資産の相殺					
カウンターパーティ	認識された 資産の総額	貸借対照表で 相殺された総額	貸借対照表に計上 された資産の純額	貸借対照表で相殺 されなかった総額 受領担保(a)	デリバティブ資産 の純額
UBS AG ロンドン	\$9,493	\$—	\$9,493	\$6,607	\$2,886

SPDR パークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF—外国通貨取引					
金融負債およびデリバティブ負債の相殺					
カウンターパーティ	認識された 負債の総額	貸借対照表で 相殺された総額	貸借対照表に計上 された負債の純額	貸借対照表で相殺 されなかった総額 差入担保(a)	デリバティブ負債 の純額
UBS AG ロンドン	\$6,607	\$—	\$6,607	\$6,607	\$—

(a) 実際に受領および/または差し入れた担保は、記載額を上回ることがある。

## 連邦所得税

本ファンドは、1986年内国歳入法典(その後の改正を含む。)サブチャプターMにおける「規制対象投資会社」の要件を満たしており、今後も要件を満たし、「規制対象投資会社」としての取扱を選択する意向を有している。この要件を満たし、選択することにより、本ファンドは、各会計年度について課税所得(正味実現キャピタルゲインを含む。)を分配する限度で、連邦所得税の対象とはならない。さらに、各暦年中に実質的に全ての正味投資利益およびキャピタルゲイン(もしあれば)を分配することにより、本ファンドは、連邦消費税の対象とはならない。利益およびキャピタルゲインの分配は、米国で一般に認められる会計原則とは違う可能性のある所得税規則に従って決定される。このような会計利益と課税所得の差異は、主に、財務諸表目的の税の平準化、現物取引、外国通貨、プレミアムおよびディスカウントの減価償却および増額調整と、空売りにより繰り延べられた損失に

ついでの処理が異なることによるものである。

さらには、本ファンドが投資を行う外国の所得、利益および取引に関連する税務規則および税率に関する本ファンドの理解に基づき、本ファンドは、外国税および(場合により)繰延外国税の引当を行う。

本ファンドは、2013年6月30日において税務調査の対象となりうる課税年度の税務ポジションを見直し、本ファンドの財務諸表に所得税の引当金を計上する必要はないと判断した。過去3年の会計年度に関する本ファンドの連邦税務申告書は、依然として本ファンドの主な課税管轄(アメリカ合衆国およびマサチューセッツ州を含む。)による調査の対象となっている。本ファンドは、租税債務に関連する利益および罰金(もしあれば)を損益計算書の所得税費用として認識する。

2014年6月30日終了年度に、本ファンドが、クリエイション・ユニット(注記4)の現物償還について実現した非課税損益を貸借対照表において払込資本の増減として再分類した金額は、以下のとおりである。

	<b>払込資本に再分類された 純利益(損失)</b>
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF	\$(291,268)

2014年6月30日現在、6月30日に失効する正味実現キャピタルゲインを相殺するため  
に用いることができる本ファンドのキャピタルロス繰越金は以下のとおりである。

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	未失効— 短期	未失効— 長期
SPDR バークレイズ新興国債券 (現地通貨建て)ETF	\$—	\$—	\$—	\$—	\$—	\$1,040,239	\$772,521

2014年6月30日終了の課税年度中、本ファンドが使用したキャピタルロス繰越金および失効したキャピタルロス繰越金は、以下のとおりである。

	<b>使用額</b>	<b>失効額</b>
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF	\$—	\$—

現在の租税法において、10月31日より後に実現した一定のキャピタルロスおよび外国通貨損失と、12月31日より後に実現した通常収入損失は、繰り延べることができ、翌会計年度の初日に生じたものとして処理することができる。本ファンドは、連邦所得税目的上、以下の当年度の10月31日と12月31日より後の損失(場合による。)を、かかる損失が翌会計年度の初日に発生したものとして繰り延べることを選択している。

	10月より後の繰延 キャピタルロス	今年度後半の 繰延通常収入 損失
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF	\$—	\$(1,920,444)

2014年6月30日終了年度について、株主に対する分配金の帳簿上の性質と課税上の性質について大きな相違はなかった。

2014年6月30日終了年度に支払われた分配金の課税上の性質は、以下のとおりである。

	通常所得	免税所得	長期キャピタル ゲイン	減	資
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF	\$2,855,787	\$—	\$—	\$—	\$—

2013年6月30日終了年度に支払われた分配金の課税上の性質は、以下のとおりである。

	通常所得	免税所得	長期キャピタル ゲイン	減	資
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF	\$7,842,733	\$—	\$544,347	\$449,997	\$—

2014年6月30日終了年度について、帳簿上の純資産の構成要素と、課税上の純資産の構成要素との違いの主なものとしては、空売り、外国通貨、プレミアムの償却、TIPS(米国財務省インフレ連動債)のデフレーション調整、現物償還、支払配当および10月後の損失の繰延による損失の税繰延による投資価値の正味未実現増価(減価)の違いによるものがあった。

2014年6月30日現在、課税基準による分配可能利益の構成要素は以下のとおりである。

	未分配 通常所得	未分配 免税所得	未分配長期 キャピタルゲイン	正味未実現 増価(減価)
SPDR バークレイズ新興国債券 (現地通貨建て)ETF	\$—	\$—	\$—	\$14,371

## 分 配

本ファンドは、毎月、正味投資利益(もしあれば)を原資とする受益者に対する配当を宣言し、分配する。本ファンドは、少なくとも年に一度、正味実現キャピタルゲイン(もしあれば)を宣言し、分配する。分配は、権利落ち日に計上される。利益およびキャピタルゲインの分配は、所得税規制に従って判断され、これは米国で一般に認められた会計原則と異なることがある。

### 3. 関係会社に支払った報酬および手数料およびその他の関連当事者との取引

#### 投資顧問報酬

本ファンドは、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management, Inc.) (以下「アドバイザー」または「SSgA FM」という。)と投資顧問契約を締結している。投資顧問が提供するサービスとファシリティおよび投資顧問が負担する費用に対する対価/補償として、本ファンドは、日々発生し、毎月支払われる報酬を、以下の表に示される本ファンドの日々の平均純資産に対する百分比に基づいて、投資顧問に支払う。

	<u>年間割合</u>
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF	0.5000%

アドバイザーは、本ファンドの全ての運営費用を支払うが、運用報酬、本ファンドの分配・サービス計画に基づく分配手数料(もしあれば)、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、取得したファンドの報酬および費用、その他の特別費用は支払わない。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

ステート・ストリートはまた、2007年11月28日付けの変更および書換済み証券貸付授權契約に基づき、本ファンドの証券貸付代理人も務めている。ステート・ストリートが現金担保または手数料収入の投資により回収した手取金は、(証券貸付契約の条件に基づきステート・ストリートに支払うその他の額の控除後に)85%を本ファンド、15%をステート・ストリートという形で配分される。さらに、貸付活動による現金担保は、SSgA FMが投資顧問を務めるステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・プライム・ポートフォリオ(State Street Navigator Securities Lending Prime Portfolio) (以下「プライム・ポートフォリオ」という。)に投資される。プライム・ポートフォリオは、ステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・トラスト (State Street Navigator Securities Lending Trust) (1940年法に基づく登録投資会社)のシリーズであり、1940年法に基づくルール 2a-7 に従ってマネー・マーケット・ファンドとして運用される。証券貸付に関する情報については注記 8 を参照。

2014年6月30日終了年度について、ステート・ストリートは、SPDR バークレイズ米国

中期国債 ETF から以下の証券貸付代理人報酬を得ていた。

SPDR パークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF

**証券貸付代理人報酬**

\$53

## 販売会社

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC (State Street Global Markets, LLC) (以下「販売会社」という。)は、本ファンドの受益権の販売会社を務めている。1940 年法に基づくルール 12b-1 に従い採択された分配・サービス計画に基づいて、本ファンドは、一定の分配関連活動のために日々の平均純資産の 0.25% を上限として、支払を行うことを認められている。ただし、受託者会は、少なくとも 2014 年 10 月 31 日まではこのような支払を行わないことを決定しているため、支払はまたなされていない。

販売会社は、認定参加者から手数料を受領する一定の設定および償還において認定参加者を支援するための取引補助プログラムを設けている。さらに、販売会社は、認定参加者によるオンラインでの設定および償還に関連してステート・ストリートから報酬を受け取る。

## 受託者の報酬

本トラスト、SSgA マスター・トラスト、SSgA アクティブ ETF トラストおよび SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ (SPDR Index Shares Funds) は、全体として、各独立受託者に対して、170,000 ドルの年間報酬と、本人が出席した会議 1 回につき 10,000 ドル、出席した電話会議またはテレビ会議 1 回につき 1,250 ドルを支払う。受託者会会長は、年間追加額として 50,000 ドルを受け取り、監査委員会委員長は年間追加額として 20,000 ドルを受け取る。本トラストはまた、会議への出席に関して、また業界のセミナーや会合への出席に関して負担した旅費その他の現金支払費用についても、各独立受託者に償還する。独立受託者の報酬は、本トラストおよび各シリーズの間で、関連するシリーズの純資産を斟酌した上で、公平とされる方法により配分して負担される。

## 関係会社との取引

本ファンドは、アドバイザーが運用する一定のマネー・マーケット・ファンドに投資することがある。このようなファンドには、ステート・ストリート・インスティテューショナル・インベストメント・トラストのシリーズの一つである、ステート・ストリート・イン

ステイチュエショナル・リキッド・リザーブズ・ファンドープレミア・クラス(旧称インスティチュエショナル・クラス)(State Street Institutional Liquid Reserves Fund-Premier Class) (以下「リキッド・リザーブズ・ファンド」という。)と、ステート・ストリート・インスティチュエショナル・タックス・フリー・マネー・マーケットープレミア・クラス(旧称インスティチュエショナル・クラス)(State Street Institutional Tax Free Money Market Fund-Premier Class) (以下「タックス・フリー・マネー・マーケット・ファンド」という。)が含まれる。リキッド・リザーブズ・ファンドとタックス・フリー・マネー・マーケット・ファンドはいずれも、マスター/フィードーファンド構造におけるフィードーファンドであり、その実質的に全ての資産を、それぞれ、ステート・ストリート・マネー・マーケット・ポートフォリオ(State Street Money Market Portfolio)とステート・ストリート・タックス・フリー・マネー・マーケット・ポートフォリオ (State Street Tax Free Money Market Portfolio) (以下「マスター・ポートフォリオ」という。)に投資する。マスター・ポートフォリオはそれぞれ、ステート・ストリート・マスター・ファンドのシリーズである。リキッド・リザーブズ・ファンドおよびタックス・フリー・マネー・マーケット・ファンドは、アドバイザーに投資顧問報酬は支払わないが、両ファンドが投資する各マスター・ポートフォリオがアドバイザーに投資顧問報酬を支払う。リキッド・リザーブズ・ファンドおよびタックス・フリー・マネー・マーケット・ファンドは、毎日正味投資利益を原資とする受益権に対する配当を宣言することを予定し、配当は毎月最終営業日に支払う。関係するマネー・マーケット・ファンドからファンドが得た全ての受取配当は、損益計算書において関係を有する発行体の有価証券に対する受取利息として計上される。さらに、貸付活動による現金担保は、プライム・ポートフォリオに投資される。SSgA FM は、プライム・ポートフォリオの投資顧問を務める。

2014年6月30日現在および同日に終了する期間について、リキッド・リザーブズ・ファンドおよび/またはプライム・ポートフォリオへの投資に関連する額は、以下のとおりである。

リキッド・リザーブズ・ファンド	2013/6/30 現在の評価額	取得		売却		2014/6/30 現在の評価額	利益	実現利益 /(損失)
		費用	受益権	手取金	受益権			
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF	\$—	\$25,124,901	25,124,901	\$24,666,665	24,666,665	\$458,236	\$388	\$—
プライム・ポートフォリオ	2013/6/30 現在の評価額	取得		売却		2014/6/30 現在の評価額	利益	実現利益 /(損失)
SPDR バークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF	\$8,500	\$985,834	985,834	\$907,638	907,38	\$86,696	\$301	\$—

#### 4. 受益者の取引

受益権は、本ファンドにより、100,000 口のクリエイション・ユニットという単位に限り発行され、償還される。この取引は、原則として、現物ベースで認められ、現金支払いは別途なされる。この支払いは、取引日の本ファンドのユニット 1 口当たりの純資産価額に取引を一致させるための調整現金部分である。取引手数料は、同日に設定または償還されるクリエイション・ユニットの口数に関係なく、本ファンドのクリエイション・ユニット 1 口につき 250 ドルから 1,500 ドルであり、クリエイション・ユニットの設定または償還を行う人に請求される。追加の変動料金が、一定の取引について請求されることがある。取引手数料は、本トラストおよび/または保管会社により受領され、関連費用の支払に使われる。保管会社はまた、預託証券の不足分が引き渡されるまで、認定参加者が提供した現金担保について生じた額も受領する。この額は、純資産変動計算書のその他の元本に含まれる。

#### 5. 未実現の増価および減価の総額

連邦所得税上の本ファンドが所有する証券投資の個別原価と、2014 年 6 月 30 日現在の未実現の増価および減価の総額は以下のとおりであった。

	個別原価	未実現 増価総額	未実現 減価総額	未実現の正味 増価(減価)
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$98,244,629	\$3,353,589	\$3,368,741	\$(15,152)

#### 6. 投資取引

2014 年 6 月 30 日終了年度について、本ファンドの現物による設定、現物による償還および現物による正味実現利益/損失は以下のとおりである。

	設定	償還	実現利益/(損失)
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—	\$37,495,694	\$(95,071)

この表に示された現物による設定および現物による償還は、純資産変動計算書の実質持分取引と合致していないことがある。表は、本ファンドの日々の正味の受益者の取引の累積額を示しているのに対して、純資産変動計算書は、取引の現金部分を含めた総額の受益者の取引の総額を示している。

2014 年 6 月 30 日終了年度について、本ファンドの投資証券(短期証券を除く。)の購入額および売却額は以下のとおりである。

	米国政府債		その他の証券	
	購入	売却	購入	売却
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—	\$—	\$118,639,062	\$87,253,043

## 7. リスクの集中

本ファンドの資産は、特定の国または地理的地域に、または特定の業種、業種のグループもしくはセクターに集中していることがある。本ファンドは、原則として、その投資をインデックスが集中しているのと同程度まで集中させるため、本ファンドは、特定の国もしくは地理的地域の債券のパフォーマンスや、特定の業種、業種のグループもしくはセクターのパフォーマンスにより、悪影響を受ける可能性があり、その受益権の価格ボラティリティが上昇することがある。さらに、本ファンドがある一つの業種、業種のグループまたは商品種類に集中した場合、こうした業種、業種のグループまたは商品種類に影響を及ぼす経済、市場、政治または規制上の一つの出来事により影響を受けやすくなる可能性がある。

## 8. 証券の貸付け

本ファンドは、総資産の 33 1/3%を上限として、適格なブローカー・ディーラーまたは機関投資家に証券を貸し付けることができる。貸付については、貸し付けた証券の相場以上の額に、経過利息および配当(日々判断され、適宜調整される。)を加えた額に相当する、現金、現金等価物または米国政府債により常に担保される。貸し付けた証券に関する担保の額は、証券価格の市場変動により、一時的に証券価格を上回ることも、下回ることもある。各貸付に関して、ある営業日において、証券担保の市場価格総額に現金担保を加えた額が、貸付の対象となる証券の市場価格総額を下回った場合には、借入人は、翌営業日に追加担保の提供を通知される。本ファンドは、一定の受益権を行使するために、貸し付けた証券の登録上の所有権を回復するが、借入人が財務破綻した場合には、貸し付けた証券の回収が遅れるリスクを負い、当該証券に対する権利を失う可能性すらある。さらに、本ファンドは、投資することのある現金担保を失うリスクを負う。本ファンドは、担保として保有する現金、現金等価物または米国政府債について生じた利息または配当から、貸付人に支払った手数料割り戻しと貸付代理人のステート・ストリートに支払った手数料が控除された後に、証券貸付の報酬を受領する。さらに、本ファンドは、貸し付けた証券の市場価格の割合に相当する現金以外の担保について、借入人から手数料を受け取る。現金担保の投資についてステート・ストリートが回収した手取金および受取手数料の一部は、貸付業務の報酬として、ステート・ストリートに配分される。

2014年6月30日終了年度における貸し付けた証券の市場価格および投資した現金担保の額は、本ファンドの損益計算書で開示されている。現金以外の担保は、本ファンドに代わ



り貸付代理人により保有されているため、本ファンドの貸借対照表で開示されていない。本ファンドはこうした証券を二重担保とすることはできない。証券貸付収入(本ファンドの損益計算書で開示)は、現金担保の投資から得た収入から、貸付人に支払った手数料割り戻しと貸付代理人のステート・ストリートに支払った手数料を控除した後の額に相当する。

## 独立した公認会計士事務所の報告書

SPDR シリーズ・トラストを構成する、本ファンドを含む 32 のポートフォリオの財務諸表および財務ハイライトに関して、下記の内容の監査報告書が出ている。

### 記

SPDR シリーズ・トラストの受益者および受託者会 御中

当職らは、SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF<sup>2</sup>(以下「ファンド」とする。)(SPDR シリーズ・トラストを構成する 32 のポートフォリオ)の添付の 2014 年 6 月 30 日付貸借対照表(投資一覧を含む。)、関連する損益計算書、純資産変動計算書、およびこれらに記載された各期間の財務ハイライトを監査した。これらの財務諸表および財務ハイライトについては、ファンドの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、財務諸表および財務ハイライトについて、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。

当職らは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に従って監査を行った。この基準により、当職らは、財務諸表および財務ハイライトにおける重要な不実表示の有無に関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施することを求められている。当職らは、ファンドの財務報告に関する内部管理の監査は委任されなかった。当職らの監査には、その状況において適切な監査手続きを計画する基準として、財務報告に対する内部管理を検討することは含まれているが、ファンドの財務報告に関する内部管理の有効性についての意見を表明するためのものではない。したがって、当職らはそのような意見は一切表明しない。監査にはまた、財務諸表および財務ハイライト中の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)、使用した会計原則および経営陣による重要な見積の評価、ならびに財務諸表の提示全体の評価も含まれる。当職らの手続きには、2014 年 6 月 30 日現在所有する証券に関して、保管会社およびその他の者に連絡することにより、またはその他の者の回答がなかった場合にその他の適切な監査手続きにより、かかる証券を確認することが含まれる。当職らは、こうした監査が当職らの意見の合理的な根拠となると考えている。

当職らは、前記の財務諸表および財務ハイライトが、あらゆる重要な点において、2014 年 6 月 30 日における SPDR シリーズ・トラストの前記ファンドの財務ポジション、ならびに業績、純資産の変動および示された各期間の財務ハイライトを、米国で一般に認められた会計原則に従って、公正に表示していると考えている。

---

<sup>2</sup> 本ファンド以外のポートフォリオ名は省略する。

アーレスト・アンド・ヤング・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン

2014年8月28日

## SPDR シリーズ・トラスト

### その他の情報

2014年6月30日(未監査)

### 受益者の費用の例

受益者は、本ファンドの受益者として、(1)設定手数料および償還手数料または売買委託費用を含む取引費用、および(2)運用報酬、受託者報酬およびその他のファンドの費用を含む継続的費用という 2 種類の費用を負担する。以下の例は、本ファンドへの投資にかかる継続的費用(ドル建て)を理解し、他のファンドへの投資に係る継続的費用と比較できるようにするためのものである。2014年1月1日に1,000ドルを投資し、2014年6月30日までの6ヶ月間保有した、という前提に立っている。

### 実際の費用

以下の最初の表は、実際のアカウントの額と実際の費用に関する情報を示している。この表の情報と投資額を使って、当該期間について負担する費用を見積もることができる。単純にアカウントの額を1,000ドルで除し(例えば、8,600ドルのアカウントの額 $\div$ 1,000ドル=8.6)、その額に、最初の表の「当該期間中に支払った費用」の項目の数字を乗じて、当該期間中の投資額に帰属する費用を見積もることができる。

### 比較のための仮定例

以下の二番目の表は、本ファンドの実際の費用割合と費用控除前の年率推定リターン率5%(本ファンドの実際のリターンではない。)に基づいたアカウントの仮定額および仮定費用に関する情報を示している。したがって、実際の期末時のアカウント残高または当該期間の費用を見積もるのに、アカウントの仮定額及び仮定費用を用いてはならない。むしろ、この数字は、本ファンドおよびその他のファンドへの投資にかかる継続的費用を比較できるようにするためのものである。そのために、この5%の仮定例を、他のファンドの受益者宛報告書に記載されている5%の仮定例と比較されたい。本ファンドは、クリエイション・ユニット1口当たり250ドルから1,500ドルまでの範囲とする額の取引手数料を、クリエイション・ユニットを設定または償還する人に対して請求する。流通市場で本ファンドの受益権を売買する場合、通常の売買委託手数料がかかる。

表に記載された費用は、継続的費用のみにハイライトを当てたものであり、設定手数料、償還手数料または売買委託手数料といった取引費用は反映していない。したがって、2番目の表は、継続的費用のみを比較するのに便利なものであって、所有している違うファン

ドの費用総額を判断するのに役立つものではない。さらに、こうした取引費用が含まれる場合には、費用はさらに増える。

実際	年率費用率	2014/1/1 現在 アカウント額	2014/6/30 現在 アカウント額	2014/1/1 から 2014/6/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.50%	\$1,000	\$1,063.60	\$2.56

仮定	年率費用率	2014/1/1 現在 アカウント額	2014/6/30 現在 アカウント額	2014/1/1 から 2014/6/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.50%	\$1,000	\$1,022.32	\$2.51

\* 費用は、本ファンドの年率純費用率に、当該期間のアカウント平均額を乗じ、さらに直近の6ヶ月間の日数を乗じた額を、365で除して得た額である。

### 租税に関する情報

連邦所得税の目的上、以下の情報が、2014年6月30日終了会計年度の本 trusts の分配金に関して提供される。

受領した会社配当の控除の対象となる分配金の割合は以下の通り。

	割 合
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.00%

### 適格受取配当

2014年6月30日終了の会計年度中に本ファンドが分配した配当の一部は、適格受取配当とみなされ、軽減税率の適用を受けられる。この軽減税率は、個々の税率区分に応じて、5%から20%である。金額は以下のとおりである。

	金 額
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—

### 適格受取利息

本ファンドは、2014年6月30日終了の会計年度中に分配した配当の一部を、適格受取利息に指定した。金額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—

長期キャピタルゲインの配当は、2014年6月30日終了の会計年度中に、以下の本ファンドから支払われた。

	<u>金 額</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—

本ファンドが支払う分配のうち、利息を免除されているものの割合は以下のとおりである。

	<u>割 合</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.00%

2014年6月30日現在、本ファンドに認められていた外国税額控除の額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$224,844

2014年6月30日現在、本ファンドが有していた国外源泉所得の額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$7,657,489

### プレミアム/ディスカウントに関する情報

過去の暦年中に本ファンドの受益権が本ファンドの純資産価値を上回る価格(すなわちプレミアム)または下回る価格(すなわちディスカウント)により取引所で取引された頻度に関する情報については、<http://www.spdrs.com> をご覧いただきたい。

### 議決権の代理行使に関する方針および手続きならびに記録

本ファンドの投資顧問が本ファンドの証券ポートフォリオに関して議決権の代理行使を行うのに用いる本トラスの議決権の代理行使に関する方針および手続きに関する説明は、(i)無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または(ii)証券取引委員会のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))で入手することができる。これまでの6月30日終了の12ヶ月間に投資顧問がどのように議決権を行使したかについては、毎年8月31日までに、上記電話番号への連絡、SECのウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))、本ファンドのウェブサイト([www.spdrs.com](http://www.spdrs.com))で知ることができるようになっている。

## 四半期ポートフォリオ一覧

本ファンドは、各会計年度の第 1 四半期および第 3 四半期について、保有するポートフォリオに関する完全な一覧表を様式 N-Q により SEC に提出する。本ファンドの様式 N-Q は、SEC のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))で入手することができ、ワシントン DC の SEC の閲覧室で閲覧し、写しを取ることができる。閲覧室の業務に関する問い合わせ先は、1-800-SEC-0330 である。様式 N-Q に関する情報は、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または証券取引委員会のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))で入手することができる。

## 投資顧問契約の承認

2014 年 6 月 30 日までに開催された対面による会議において、本トラスの受託者会(以下「受託者会」という。)は、本トラスの一定の新しいシリーズの助言取決に関連する様々な議案を検討した。これには、SPDR バークレイズ 0~5 年物 TIPS ETF (SPDR Barclays 0-5 Year TIPS ETF)および SPDR バークレイズ・インターナショナル・ハイ・イールド・ボンド ETF (SPDR Barclays International High Yield Bond ETF) (いずれも本トラスの新しい債券シリーズ(以下「新 ETF」という。))であり、本運用報告書の対象となる直近の半期中に運用を開始した。)に関する投資顧問契約(以下「本件契約」という。)を承認する議案が含まれる。1940 年投資会社法(その後の改正を含む。)の意味における本信託の「関係者」ではない受託者(以下「独立受託者」という。)はまた、本件契約を検討するために各自の独立した法律顧問と別途会議を行った。

本件契約を検討するに当たり、受託者会は、アドバイザーが提供した資料と、本信託のアドミニストレーター、名義書換代理人および保管会社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・コーポレーション(以下「ステート・ストリート」という。)が提供したその他の資料を利用した。本件契約の承認の是非の決定において、受託者会は、次の様々な要素を検討した。

- (i) 本件契約に基づき新 ETF に関してアドバイザーが提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) アドバイザーのサービスにかかる費用
- (iii) 新 ETF が成長した場合に実現される規模の経済の範囲および本件契約に定める手数料がかかる規模の経済を反映しているか否か

受託者会は、アドバイザーが提供を予定するサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者は、本トラスの運用を監督する際の過去の経験と、会議の前にまた会議

において提供された資料に依拠した。受託者会は、本件契約、およびアドバイザーが各新 ETF の投資目的と投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って新 ETF の投資業務の運用を行うに際して予想される責任について検討した。受託者会は、上場ファンドとしての各新 ETF の比較的独特的な性質、アドバイザーの上場ファンドに関する経験と専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(新 ETF のポートフォリオ管理およびコンプライアンスを担当する個人を含む。)の経歴と経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ運用資源、構造および実務(各新 ETF の投資目的と投資方針および適用法令の遵守の監視と確保に関連するものを含む。)についても検討した。受託者会はまた、アドバイザーの最良執行手続きおよび投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資業務に関する一般知識と、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザー(幹部の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、インデックス商品全般、特に ETF について、世界最大の投資運用会社のうちの一つであると考えた。受託者会はまた、債券 ETF の運用に関するアドバイザーの経験も考慮した。

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から利益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本信託の株式委託売買に関係してソフトダラー取り決めを維持していないことに注目した。

受託者会は、各新 ETF の資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、本件契約が、新 ETF の資産の増加に伴う各新 ETF の投資顧問報酬率のブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、報酬を低くすることの利益を運用開始時から新 ETF と効果的に共有することにより、新 ETF について(幾つかの要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。受託者会は、新 ETF の規模の成長に伴う手数料の監視を続け、費用のブレイクポイントを保証できるか否かを評価するつもりであることに着目した。

受託者会は、適切な場合、類似するファンド(すなわち、債券指数に連動する ETF)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、新 ETF の均一手数料を評価した。受託者会は、リッパー・アナリティカル・サービスズ(Lipper Analytical Services)のデータおよび類似 ETF に関する比較可能な関連情報に基づいて、新 ETF について類似 ETF の母集団を検討した。受託者会はまた、新 ETF の見積費用率についても検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討



した上で、各新 ETF の本件契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新 ETF についてアドバイザーが提供することが期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) 新 ETF のアドバイザーの報酬および均一手数料は、提供されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (c) アドバイザーまたはその関係会社に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (d) アドバイザーに支払う報酬は、本トラストの比較的低い報酬構造によって、新 ETF に関する規模の経済を共有することが期待される。

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、受託者会は、アドバイザーと、アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド(以下「SSgA リミテッド」という。)との間の、SSgA リミテッドがサブアドバイザーを務める SPDR バークレイズ・インターナショナル・ハイイールド・ボンド ETF (以下「外国債券 ETF」という。)に関するサブアドバイザー契約(以下「SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約」という。)の承認についても検討した。

SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約を検討するに当たり、受託者会は、SSgA リミテッドとアドバイザーが提供した資料を利用した。SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約の承認の是非の決定において、受託者会は、以下を含む様々な要素を検討した。

- (i) SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約に基づき外国債券 ETF に関して SSgA リミテッドが提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) SSgA リミテッドの外国債券の運用の経験

受託者会は、SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約に基づきアドバイザーが SSgA リミテッドに支払うこととなる現在の投資顧問報酬の額について情報を入手し、この報酬がアドバイザーにより直接支払われるものであり、外国債券 ETF が支払う報酬を増加させることにならないことについても検討した。

受託者会は、SSgA リミテッドの経営幹部の経歴および経験と、特に SSgA リミテッドの外国債券への投資経験について検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、外国債券 ETF の SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約に関する受託者会の

結論は以下のとおりであった。

- (a) 外国債券 ETF について SSgA リミテッドが提供することが期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) SSgA リミテッドの外国債券運用の経験は豊富である。
- (c) SSgA リミテッドの外国債券 ETF に関する報酬および均一手数料は、提供されたまたは提供が予定されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (d) SSgA リミテッドに対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (e) SSgA リミテッドに支払う報酬は、外国債券 ETF と規模の経済を共有することが期待される。

## 受託者

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督する ファンド・コンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
<b>独立受託者</b>					
FRANK NESVET c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1943年	独立受託者、 会長、受託者 会会長	在任期間：無制限 在職期間：2000 年9月以降	リブラ・グループ・ インク(金融サービス コンサルティング会社) 最高経営責任者 (1998年～現在)	179	SPDR インデックス・ シェアズ・ファンズ(受 託者)、SSgA アク ティブ ETF トラス ト(受託者)、SSgA マスタートラスト (受託者)
DAVID M. KELLY c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1938年	独立受託者、 監査委員会委員 長	在任期間：無制限 在職期間：2000 年9月以降	退職	179	SPDR インデックス・ シェアズ・ファンズ(受 託者)、SSgA アク ティブ ETF トラス ト(受託者)、SSgA マスタートラスト (受託者)
BONNY EUGENIA BOATMAN c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1950年	独立受託者	在任期間：無制限 在職期間：2010 年4月以降	退職(2005年～ 現在) バンク・オブ・ア メリカ、コロ ンビア・マネジ メント・グルー プ、マネージン グ・ディレク ター(1984年～ 2005年)	179	SPDR インデックス・ シェアズ・ファンズ(受 託者)、SSgA アク ティブ ETF トラス ト(受託者)、SSgA マスタートラスト (受託者)
DWIGHT D. CHURCHILL c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1953年	独立受託者	在任期間：無制限 在職期間：2010 年4月以降	CFA インスティ テュート、最高 経営責任者兼プ レジデント(2014 年～現在) 2010年以降自 営コンサルタント フィデリティ・ インベストメン ツの債券担当責 任者その他の管 理職(1993年～ 2009年)	179	SPDR インデックス・ シェアズ・ファンズ(受 託者)、SSgA アク ティブ ETF トラス ト(受託者)、SSgA マスタートラスト (受託者)、アフィ リエイテッド・ マネージャー ズ・グループ・ インク(ディレク ター)
CARL G. VERBONCOEUR c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln	独立受託者	在任期間：無制限 在職期間：2010 年4月以降	2009年以降自 営コンサルタント ライデックス・ インベストメン ツ、最高経営責 任者(2003年～	179	ザ・モトレイ・ フル・ファンズ・ トラスト(受託者)、 SPDR インデックス・ シェアズ・ファ

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
Street Boston, MA 02111-2900 1952年			2009年)		ンズ(受託者)、 SSgA アクティ ブ ETF トラスト (受託者)、SSgA マスター・トラ スト(受託者)

#### 利害関係のある受託者

JAMES E. ROSS* SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1965年	利害関係のあ る受託者	在任期間：無制限 在職期間：2010 年4月以降	SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、会 長兼ディレク ター(2005年～ 現在) SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、プ レジデント(2005 年～2012年) ステート・スト リート・グロー バル・アドバイ ザーズ、シニ ア・マネージン グ・ディレク ター兼プリンシ パル(2006年～ 現在)**	209	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)、セレクト ・セクター SPDR トラスト (受託者)、 ステート・スト リート・マス ター・ファンズ (受託者)、ステ ート・ストリー ト・インスティ チューション ル・インベスト メント・トラ スト(受託者)
--	----------------	--------------------------------	---	-----	--

\*ロス氏は、アドバイザーとの雇用関係およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、利害関係のある受託者となっている。ロス氏は、過去にも、2005年11月から2009年12月まで、利害関係のある受託者を務めていた。

\*\*当該期間中に様々な会社および/または関係会社において勤務していた。

#### 役員

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
ELLEN M. NEEDHAM SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1967年	プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年10 月以降	SSgA ファンズ・マネジメン ト・インク、プレジデント兼ディレク ター(2012年～現在)、SSgA ファ ンズ・マネジメン ト・インク、最 高運営責任者(2010年5月～2012 年6月)、SSgA ファンズ・マネジ メント・インク、シニア・マネ ージング・ディレクター(1992年～ 2012年)*、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザー ズ、シニア・マネージング・ディ レクター(1992年～現在)*
ANN M. CARPENTER SSgA Funds	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年8	SSgA ファンズ・マネジメン ト・インク、最高運営責任者(2014年

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1966年		月以降	4月～現在)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgAファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2005年～現在)*
MICHAEL P. RILEY SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1969年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2005年2月以降	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgAファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2008年～現在)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgAファンズ・マネジメント・インク、プリンシパル(2005年～2008年)
CHRISTOPHER A. MADDEN State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1967年	秘書役	在任期間：無制限 在職期間：2013年8月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデントおよびシニア・カウンセラー(2013年～現在)、アトランティック・ファンド・サービスズ、カウンセラー(2009年～2013年)、シティグループ・ファンド・サービスーズ LLC、バイス・プレジデント(2005～2009年)*
DANIO MASTROPIERI State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1972年	秘書役補佐	在任期間：無制限 在職期間：2013年8月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデントおよびカウンセラー(2013年～現在)、シティ・ファンド・サービスーズ・オハイオ・インク、バイス・プレジデント(2007～2013年)*、**
CHAD C. HALLETT State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1969年	財務部長	在任期間：無制限 在職期間：2010年11月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(2001年～現在)*
MATTHEW FLAHERTY State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1971年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2005年5月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(1994年～現在)*
LAURA F. DELL State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1964年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2007年11月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(2002年～現在)*
BRIAN HARRIS SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center	最高コンプライアンス責任者	在任期間：無制限 在職期間：2013年11月以降	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgAファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2013

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
One Lincoln Street Boston, MA 02111 1973年			年～現在)、BofA グローバル・キャピタル・マネジメント、シニア・バイス・プレジデントおよび投資コンプライス国際責任者(2010年～2013年)、AARP フィナンシャル・インク、コンプライアンス担当ディレクター(2008年～2010年)

- \* 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。
- \*\* 記載されている期間中、多くの役職を務め、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーまたはその関係会社がサービスを提供する関係を有しないミューチュアル・ファンドまたはクローズドエンド型ファンドに勤務した。

追加情報書には、受託者に関する追加情報が記載されており、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話で請求し、入手することができる。

## SPDR シリーズ・トラスト

### 受託者

Bonny E. Boatman  
Dwight D. Churchill  
David M. Kelly  
Frank Nesvet (会長)  
James E. Ross  
Carl G. Verboncoeur

### 役員

Ellen M. Needham (プレジデント)  
Ann Carpenter (バイス・プレジデント)  
Michael P. Riley (バイス・プレジデント)  
Chad C. Hallett (財務部長)  
Matthew W. Flaherty (財務副部長)  
Laura F. Dell (財務副部長)  
Christopher A. Madden (秘書役)  
Danio Mastropieri (秘書役補佐)  
Brian Harris (最高コンプライアンス責任者)

### 投資顧問

SSgA Funds Management, Inc.  
State Street Financial Center  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

### 販売会社

State Street Global Markets, LLC  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

### 保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人

State Street Bank and Trust Company  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

**法律顧問**

Bingham McCutchen LLP  
2020 K Street NW  
Washington, DC 20006

**独立した登録公認会計士事務所**

Ernst & Young LLP  
200 Clarendon Street  
Boston, MA 02116

本ファンドのシェアは、ステート・ストリート・コーポレーションの完全子会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC により販売される。ステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC は、FINRA および SIPC のメンバーである。

**本報告書に含まれる情報は、本トラスのシェア保有者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラスに関する重要な情報を含む本トラスの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書および SAI は、1-866-787-2257 に電話して販売会社から入手することも、[www.spdrs.com](http://www.spdrs.com) のサイトで入手することもできる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。**